

# 財政再建計画の検証と 今後の運営と課題

平成19年度から取り組んできた財政再建計画が、昨年度で終了しました。同計画を検証するとともに、今後の運営と課題についてお知らせします。

※本内容は、平成24年2月28日の第1回市議会定例会における市長発言(要旨)です。全文は市HPでご覧いただけます

● [トップページ](#) → [施策・計画](#) → [平成24年度市政執行方針](#)



## 「財政再建計画」の成果

市の財政は、平成16年度より実質的な赤字体質に陥り、「このままでは赤字再建団体への転落も免れない」という危機に襲われました。

その背景には、次のような社会的要因がありました。

- ① バブル崩壊後に景気浮揚策として国の景気対策に連動し、都市基盤整備を実行
- ② 市制施行時に行った福祉・社会教育施設などの社会資本整備による市債の償還
- ③ 高齢化社会の到来とともに社会保障費が年々増えていくという歳出環境
- ④ 長期化する不況の影響で予想を上回る市税収入の減少
- ⑤ 三位一体改革<sup>①</sup>における地方交付税の大幅削減といった歳入環境の悪化

合併前後の平成16年度から平成18年度の3年間は、収支不足を補うため基金からの借り入れなど、総額23億円を超える財源補てんを実施しました。しかし、そのうち約10億円は、平成17年度の合併により可能となった「合併まちづくり基金」です。同基金は、合併による「合併特例債」<sup>②</sup>の活用で作ることができた基金のため、もしも合併していなければ、3年間の財源補てん策の半分程度が不可能だったこととなります。

このように毎年、基金による財源補てんをしなければならぬ財政構造から脱却するため、市では平成19年に「財政再建計画」を策定。市民の皆さんにもご理解とご協力をいただきながら、市職員数や内部管理経費を削減するなど大胆な行財政改革を断行した結果、5年間で総額約50億円の財政効果を生むことができました。

国の景気対策や地方交付税の増額効果も重なって、一時の財政危機を脱し、各種財政指標は緩やかな改善基調を歩んでいます。財源補てんなしに予算編成を行うことができる状態まで「体質改善を図ることができた」のです。

こうして現在は順調に推移していると思われる本市の財政状況ですが、国の財政出動が地方に与える影響の大きさや少子高齢化、人口減少などを考えますと今後についても、財政運営は決して楽観できるものではありません。

## 国の財政出動の状況

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から約1年が経過しました。この間、政府は補正予算を数次に渡り編成する一方、国家財政は税収が歳出の半分

## 石狩市中期財政運営の指針 — 財政規律ガイドライン —

### 計画期間

平成24年度から平成28年度までの「5年間」

将来に持続可能な財政基盤を構築し、今後想定されるさまざまな環境変化に機動的かつ柔軟に対応するため、平成24年3月に「石狩市中期財政運営の指針(財政規律ガイドライン)」を策定しました。

### ■主な指標・目標値

項目	目標値	項目	目標値	項目	目標値
経常収支比率	90%未満	将来負担比率	118%未満	土地開発公社欠損金の縮減	6.5億円
実質公債費比率	9%未満	地方債残高(普通会計)	300億円未満	国保会計累積赤字の縮減	3億円

※上記の目標年度は、計画期間最終年度の「平成28年度」です。

本ガイドラインの詳細は、市HPでご覧いただけます(トップページ→市民生活→財政・予算・決算)

も賄えず、国と地方の長期債務残高は間もなくGDP対比の2倍に達すると見込まれています。これは、主要先進国の中で最悪の水準です。

こうした中、国はこれまで以上に行財政改革に取り組みことに加え、「社会保障と税の一体改革」を通じ、国民生活の安心の確保と財政の健全化に取り組み姿勢を見せています。

消費税議論の高まりはあるものの、肝心の社会保障の仕組みは全く見えず、地方の関わりも不透明です。懸念されるのは、歳出削減を地方に求めようとする地域主権に抗う姿勢です。

国が近年、三位一体改革後の地方財政の窮状から地方交付税の増額を図ったことは、地方として一定の評価をしています。政府が現在示している「中期財政フレーム」では、地方交付税などの一般財源について、平成24年度から平成26年度までは、平成23年度の「地方財政計画」の水準を下回らないとしています。

本市においては、これまで合併に伴う合併算定替による普通交付税の増額措置が行われています。しかし、これも合併後10年を境に段階的に縮減されます。合併算定替が終了する平成33年度には、年間約10億円の減少が見込まれることから、引き続き二層の財政構造の見直しと基盤強化へ取り組みつつ、ソフトランディングしていく必要があると考えています。

### 臨時財政対策債について

平成17年度をピークに、本市の一般会計の市債残高は着実に減少しています。とはいえ、今後数年間は足踏み状態が続くと予想されます。

これは、地方財政制度上の財源対策的性格を持つ地方債である「臨時財政対策債」の発行が大きく影響するからで、後年度の元利償還金が全額地方交付税で措置されることを考えれば、実質的な市債残高は減少基調となります。

平成13年度から行われてきた地方交付税の「臨時財政対策債」への振替措置については、二面では市債の発行を地方へ委ねる「分権型」の側面を持つものです。他面では、赤字地方債に依拠し、将来の地方交付税を先食いしていることにほかならず、将来の元利償還金に対する新たな財源の確保が必要です。

本市では、新市建設計画の計画期間である平成26年度まで、財源的に有利な「合併特例債」の発行が可能であり、計画上は総額125億7700万円の見込みです。平成23年度までには約52億円、率にして約41%の発行です。

これまで法的には合併から10年間発行可能とされていた合併特例債も、さ

らに5年間延長される見通しです。このことから、新市建設計画の期間延長を含めた議論を、今後皆さんと行う必要があります。

### 今後の財政運営について

今後具体化する「社会保障と税の一体改革」による社会保障費の財源確保などは、必至の命題であり、本市も少子高齢社会の到来による扶助費の増加が財政運営に与える影響は、極めて深刻なものです。これらの新たな課題の出現により、今後も大変厳しい予算編成となるのが想定されます。

市では、平成24年度から5年間の財政運営の指針となる「石狩市中期財政運営の指針（財政規律ガイドライン）」の財政指標を遵守し、引き続き市債発行額の枠も設定しながら、公債費の抑制を図るなど健全化に努めていきます。道内の他都市と比較すると依然として高い「将来負担比率」も、ガイドライン最終年の平成28年度には道内の平均値まで下げることが目標としたところです。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## ！ 気になるキーワード

### その1 三位一体改革

国庫補助金の見直し・税源移譲・地方交付税の削減といった、国の関与を縮小し、地方分権を一層推進することを目指して行った改革。

### その2 合併特例債

合併市町村が新市建設計画に基づき借り入れる地方債。元利償還金の70%が後年度の地方交付税で補てんされます。

### その3 臨時財政対策債

国全体の地方交付税の財源不足を穴埋めするため、地方自治体が発行する地方債。後年度に地方交付税で全額補てんされます。

